

# 目 次

はしがき

凡例

序章 .....	1
1. 制度改正の趣旨	1
2. 改正法成立までの経緯	2
第1章 指定調査機関制度等の見直し .....	7
1. 改正の必要性	7
(1) 従来 of 制度	7
(2) 改正の必要性	8
2. 改正の概要	9
3. 改正条文の解説	9
(1) 登録情報処理機関	9
(2) 登録調査機関	23
(3) 罰則	32
4. 施行期日及び経過措置	32
(1) 施行期日	32
(2) 経過措置	33
第2章 特定登録調査機関制度の導入 .....	37
1. 改正の必要性	37
2. 改正の概要	38

3. 改正条文の解説	38
(1) 先行技術調査業務	38
(2) 手数料の特例	40
(3) 登録	41
(4) 登録の基準	42
(5) 特定登録調査機関に対する監督規定	43
4. 施行期日及び経過措置	52
(1) 施行期日	52
(2) 経過措置（附則第4条第5項）	52

### 第3章 インターネットを利用した公報発行 ..... 55

1. 改正の必要性	55
(1) 従来 of 制度	55
(2) 改正の必要性	56
2. 改正の概要	58
3. 改正条文の解説	58
(1) 送信すべき情報	60
(2) 送信方法・装置	60
(3) 発行の方法	60
(4) 公報の発行時点の明確化	61
4. 施行期日及び経過措置	62
(1) 施行期日	62
(2) 経過措置	62

### 第4章 予納制度を利用した特許料等の返還 ..... 65

1. 改正の必要性	65
(1) 従来 of 制度	65

(2) 改正の必要性	66
2. 改正の概要	67
3. 改正条文の解説	67
(1) 第15条第1項における「見込額」	69
(2) 予納された見込額への加算による特許等関係料金の返還	69
(3) 特許等関係料金の返還の方法	69
(4) 第15条第3項における「見込額」	70
4. 施行期日及び経過措置	72
(1) 施行期日	72
(2) 経過措置	73
<b>第5章 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入</b> .....	<b>75</b>
1. 改正の必要性	75
(1) 従来 of 制度	75
(2) 従来 of 制度の問題点等	75
(3) 改正の留意点	75
2. 改正の概要	76
(1) 実用新案登録に基づく特許出願と基礎とした実用新案登録に係る実用新案権（以下「基礎とした実用新案権」という。）との関係	76
(2) 出願時遡及の要件	77
(3) 特許出願の基礎とした実用新案登録に対する実用新案技術評価の請求（以下「評価請求」という。）の制限	77
(4) 出願からの期間による時期的制限	77
(5) 評価請求に伴う制限	77
(6) 無効審判請求に伴う制限と無効審判請求手数料及び参加申請手数料の返還	78
(7) 実用新案登録に基づく特許出願の変更の制限	78

- (8) 実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に係る考案との関係 78

3. 改正条文の解説 78

- (1) 実用新案登録に基づく特許出願制度 78
- (2) 基礎とした実用新案登録に対する評価請求の制限 87
- (3) 実用新案登録に基づく特許出願の変更の制限 89
- (4) 実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に係る考案との関係 91
- (5) 実用新案登録に基づく特許出願後の手数料の返還 92

4. 施行期日及び経過措置 102

- (1) 施行期日 102
- (2) 経過措置 103

第6章 実用新案権の存続期間の延長 ..... 105

1. 改正の必要性 105

- (1) 従来 of 制度 105
- (2) 従来 of 制度の問題点等 105

2. 改正の概要 106

- (1) 実用新案権の存続期間の延長 106
- (2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ 107

3. 改正条文の解説 107

- (1) 実用新案権の存続期間の延長 107
- (2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ 108

4. 施行期日及び経過措置 108

- (1) 施行期日 108
- (2) 経過措置 109

第7章 訂正の許容範囲の拡大…………… 111

- 1. 改正の必要性 111
  - (1) 従来 of 制度 111
  - (2) 従来 of 制度の問題点と要請 111
  - (3) 改正 of 留意点 111
- 2. 改正 of 概要 112
  - (1) 訂正 of 範囲 112
  - (2) 訂正 of 時期と回数 112
  - (3) 訂正した明細書等に対する基礎的要件 of 判断 112
  - (4) 無効理由 of 追加 113
- 3. 改正条文 of 解説 113
  - (1) 訂正 of 許容範囲 of 拡大 113
  - (2) 訂正した明細書等に対する基礎的要件 of 判断 118
  - (3) 無効理由 of 追加 120
- 4. 施行期日及び経過措置 124
  - (1) 施行期日 124
  - (2) 経過措置 125

第8章 独立行政法人工業所有権総合情報館 of 業務拡大…………… 127

- 1. 改正 of 必要性 127
  - (1) 従来 of 制度 127
  - (2) 改正 of 必要性 128
- 2. 改正 of 概要 129
- 3. 改正条文 of 解説 129
  - (1) 法人 of 名称 of 変更 129
  - (2) 法人 of 目的 of 変更 130
  - (3) 情報提供業務 of 拡充（第10条第1号～第4号関係） 130

(4) 情報システム関連業務の追加（第10条第6号関係）	132
(5) 人材育成機能の追加	132
4. 施行期日及び経過措置	133
(1) 施行期日	133
(2) 経過措置	133

## 第9章 職務発明規定の見直し…………… 137

1. 改正の必要性	137
(1) 従来 of 制度	137
(2) 職務発明に係る「相当の対価」を請求する訴訟の状況	138
(3) 従来 of 職務発明制度の問題点	144
(4) 改正 of 基本的方向性	147
2. 改正 of 概要	148
(1) 「相当 of 対価」 of 請求権について	148
(2) 契約、勤務規則 other of 定めにおいて「相当 of 対価」について定める場合 of 要件	148
(3) 契約、勤務規則 other of 定めにおいて、「相当 of 対価」について of 定めがない場合又は定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められる場合における「相当 of 対価」 of 額 of 算定	149
3. 改正条文 of 解説	150
(1) 契約、勤務規則 other of 定めにおいて対価について定める場合	150
(2) 契約、勤務規則 other of 定めにおいて相当 of 対価について定めがない場合又は of 定めたところにより対価を支払うことが不合理である場合における相当 of 対価	162
4. 改正しない事項	166
(1) 使用者等 of 通常実施権と、職務発明に係る権利 of 予約承継	166
(2) 特許法第35条 of 適用範囲	167

(3) 短期消滅時効	169	
5. 職務創作及び職務考案	170	
6. 経過措置	170	
(1) 職務発明制度の見直しに伴う経過措置	170	
<b>第10章 附則について</b> .....		<b>175</b>
1. 施行期日（附則第1条）	175	
(1) 公布の日又は平成16年4月1日のいずれか遅い日から施行するもの		175
(2) 平成16年10月1日から施行するもの	176	
(3) 平成17年4月1日から施行するもの	176	
2. 経過措置（附則第2条～第5条）	176	
(1) 指定調査機関等制度の見直し（附則第4条）	176	
(2) 特定登録調査機関制度の導入（附則第4条第5項）	178	
(3) 実用新案制度の見直し（附則第2条第2項及び第3条）	178	
(4) 独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大（附則第5条）	179	
(5) 職務発明規定の見直し（附則第2条第1項）	181	
(6) その他（附則第6条～第9条）	181	
<b>条文索引</b> .....		<b>185</b>

制度改正担当者

※ 条文中に下線を付した部分は、改正又は新設された箇所であることを表す。（ただし、附則部分を除く。）